

サービス利用料金表（短期入所）

【A表】 要介護度別による利用料金

要 介 護 度	1日あたりの利用料金 (厚生労働省で定める額)	1日あたりの自己負担額 (左記金額の一割)
要 介 護 1	6,030円	603円
要 介 護 2	6,720円	672円
要 介 護 3	7,450円	745円
要 介 護 4	8,150円	815円
要 介 護 5	8,840円	884円

【B表】：提供サービス別による加算料金

項 目	利 用 料 金 (厚生労働省で定める額)	自 己 負 担 額 (※印以外は左記金額の一割)	
介護保険給付対象	送迎加算（片道）	1,840円/回	184円/回
	療養食加算	80円/回	8円/回
	機能訓練体制加算	120円/日	12円/日
	看護体制加算 I・II	40円/日・80円/日	4円/日・8円/日
	夜勤職員配置加算 I	130円/日	13円/日
	サービス提供体制強化加算 I	220円/日	22円/日
介護職員等処遇改善加算 I	所定額（注1）の14%		
※ 食 費	【C表】に定める通り	(1,445円) /日	
※ 滞 在 費	【C表】に定める通り	(855円) /日	
※ 特別な食事	(特別に希望した場合)		
※ 日用品費	(身の回り品等希望した場合)	実費相当額	
※ 教養娯楽費	(レクリエーションやクラブでの材料費)	実費相当額	
※ 理美容代	(希望により出張業者で行った場合)	実費相当額(1,500円程度)	
※ 今治市以外の送迎		実費相当額	
おむつ代	介護保険給付対象となっておりますので、ご負担はありません。		

注1 所定額とは、【A表】と【B表】の介護保険給付対象となる加算料金の合計金額です。

【C表】

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食 費	300円/日	390円/日	650円/日	1,360円/日	1,445円/日
滞 在 費	0円/日	430円/日	430円/日	430円/日	915円/日
計	300円/日	820円/日	1,080円/日	1,790円/日	2,360円/日

☆食費は、朝食：346円、昼食（おやつを含む）：576円、夕食：523円となり、一食毎にお支払いただきますが、【C表】に定める金額を超える部分については補足給付として、介護保険から給付されます。

注意：利用者が、要介護認定を受けていない場合や居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん全額お支払いいただきます。その際に「サービス提供証明書」を交付しますので、後日市町村から自己負担分を除く差額の払い戻しを受けて下さい。

サービス利用書（介護予防短期入所）

【A表】 要介護度別による利用料金

要 介 護 度	1日あたりの利用料金 (厚生労働省で定める額)	1日あたりの自己負担額 (左記金額の一割)
要 支 援 1	4,510円	451円
要 支 援 2	5,610円	561円

【B表】：提供サービス別による加算料金

項 目	利 用 料 金 (厚生労働省で定める額)	自 己 負 担 額 (※印以外は左記金額の一割)	
介護保険 給付 対象	送迎加算（片道）	1,840円/回	184円/回
	療養食加算	80円/回	8円/回
	機能訓練体制加算	120円/日	12円/日
	サービス提供体制強化加算 I	220円/日	22円/日
介護職員等処遇改善加算 I	所定額（注1）の14%		
※ 食 費	【C表】に定める通り	(1,445円) / 日	
※ 滞 在 費	【C表】に定める通り	(855円) / 日	
※ 特別な食事	(特別に希望した場合)		
※ 日用品費	(身の回り品等希望した場合)	実費相当額	
※ 教養娯楽費	(レクリエーションやクラブでの材料費)	実費相当額	
※ 理美容代	(希望により出張業者で行った場合)	実費相当額(1,500円程度)	
※ 今治市以外の送迎		実費相当額	
おむつ代	介護保険給付対象となっておりますので、ご負担はありません。		

注1 所定額とは、【A表】と【B表】の介護保険給付対象となる加算料金の合計金額です。

【C表】

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食 費	300円/日	390円/日	650円/日	1,360円/日	1,445円/日
滞 在 費	0円/日	430円/日	430円/日	430円/日	915円/日
計	300円/日	820円/日	1,080円/日	1,790円/日	2,360円/日

☆食費は、朝食：346円、昼食（おやつを含む）：576円、夕食：523円となり、一食毎にお支払いいただきますが、

【C表】に定める金額を超える部分については補足給付として、介護保険から給付されます。

注意：利用者が、要支援・要介護認定を受けていない場合や介護予防サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん全額お支払いいただきます。その際に「サービス提供証明書」を交付しますので、後日市町村から自己負担分を除く差額の払い戻しを受けて下さい。

社会福祉法人 陽成会

R6.8.1